

## 消費者

### 家庭教師と学習教材

#### 〜高い勉強代になる前に〜

中学2年生の子どもの進学に備え、塾や家庭教師を検討していたAさん。そこに家庭教師の電話勧誘を受け、自宅に来てもらいました。

入会金は2万1千円、指導料は1時間3千円、週1回90分だと2カ月約1万8千円という説明を受け、その程度ならと1年間の契約をすることにしました。すると、中1〜中3の教材(38万円)も必要と説明され、高いと感じたAさんでしたが、そのまま契約を交わしました。

しかし、一晩考えて高額な教材は不要と思い直し、翌日、消費者センターに相談し、クーリング・オフが可能だったため、無事解約することができました。

このように、家庭教師の相談ではセットで多量な教材の購入を迫られたり、中には家庭教師でなく教材の販売が本来の目的と思われるようなケースもあります。また、無料体験は良かったが、実際に担当する家庭教師が子どもに合わなかったというようなトラブルもあります。

訪問販売での契約は、8日以内であればクーリング・オフが可能です。また、家庭教師で期間が2カ月を超えかつ金額が5万円を超えるものは

クーリング・オフに加えて中途解約ができません。この場合、家庭教師に必要な関連商品として購入した教材も併せて解約が可能です。

しかし、なかには教材の使用料が高額に設定されていて戻ってくるお金が少なかったり、教材を関連商品ではなく単なる「推奨品」と称して解約に応じなかったりするケースなども見受けられます。契約の際は、契約内容を書面でよく確認し、解約に関する条項(中途解約など)については、特に注意して読むようにしましょう。

担当者の説明と事実が異なる場合など、契約を取り消せる可能性がありますので、クーリング・オフ期間が過ぎていても消費者センターにご相談ください。



■ご相談は消費者センター(メルカフ きまち4階、相談専用☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時〜午後5時です。12月29日(火)〜1月3日(日)、月曜日は休業(祝日の場合、直後の平日)。